Ⅱ 輸出通関手続関係

1. 輸出申告時に必要な書類

- (1) 委託加工契約の場合
 - イ 輸出申告書(税関様式C第5010号)
 - ロ 加工・組立輸出貨物確認申告書(税関様式P第7700号)(その添付書類を含む。)
 - ハ 契約書等
 - ニ 必要に応じて、生地見本等(<u>生地見本(革の見本を含む。以下同じ。)並びに製品及び副資材のサンプルをいう。以下同じ。</u>)
- (2) 加工又は組立ての契約の全部又は一部が行われていない場合

(以下、「令第22条第2項ただし書扱い」という。)

- イ 輸出申告書(税関様式C第5010号)
- ロ 加工又は組立ての契約の全部又は一部が行われておらず、 契約書が提出されない場合は下記(イ)~(ハ)を提出する。
- (イ) 加工・組立輸出貨物確認申告書(税関様式P第7700号) (その添付書類を含む。)
- (ロ) 契約実績表(総括) (税関様式P第7700号-2)
- (八) 契約実績表(個別)(税関様式P第7700号-3)
- ハ 必要に応じて、生地見本等
- (3) MSX(申告添付登録)・HYS(汎用申請)業務(以下、本マニュアルにおいて、「MS X業務等」という。)により関係書類を提出する場合

生地見本等を除く他の提出書類については、MSX業務等により提出が可能であるが、交付(返付)用の書類については、書面による提出が必要である。

2. 輸出申告書

(1) 輸出申告書への付記事項(令第22条第1項)

加工又は組立てのため輸出する旨を付記しなければならない。

(2) 輸出申告書の具体的な記載方法

システム申告の場合は輸出申告時の「輸出承認証等識別(番号左)」欄もしくは「記事」欄に、マニュアル申告の場合は輸出申告書「税関記入」欄に、「ZAN8」と記載する。

- 3. 加工·組立輸出貨物確認申告書、契約実績表
- (1) 加工・組立輸出貨物確認申告書の提出

加工・組立輸出貨物確認申告書(税関様式P第7700号)(その添付書類を含む。)は、輸出申告官署へ2通(原本、交付用)提出する。ただし、MSX業務等により確認申告書を提出する場合は、交付用のみ書面で提出する。

(2) 確認申告書の具体的な記載要領

申請番号①

税関様式P第7700号

加工·組立輸出貨物確認申告書

令和 年 月 日

(輸出申告税関官署の長) 税関長殿

申請者②

住所

氏名又は名称

下記の貨物は加工又は組立てのため輸出しますが、製品を輸入する際関税の軽減を受けたいので、関税暫定措置法施行令第22条第1項の規定により申請しますから確認して下さい。

記

輸		<mark>貨物の性質、形状、</mark>	数 量	<mark>輸出申告価格の</mark>				
出	<u>品 名 ③</u>	記号及び番号 ④		計算の基礎 ⑥				
貨		<u>記号及い番号 </u> 色	<u>5</u>	<u>司 昇 グ 本 傑</u>				
物								
0)								
品								
名								
等								
	<u>工(組立)地名及び</u> <u>工(組立)業者名</u> ⑦							
<u>加</u>	<u>加工又は組立の概要</u> <u></u> ⑧							
<u>そ</u>	<mark>その他参考と</mark>							
<u>な</u>	<u>なるべき事項</u> ⑨							
車	<mark>輸出申告書の番号</mark> ⑩							

① 「申請番号」欄

税関において、必要に応じ整理番号を付する。

② 「申請者」 欄

輸出者の住所、氏名又は名称を記載する。

③ 「品名」欄

当該輸出申告において減税適用を受けようとする輸出原材料の品名をすべて記載する。 ただし、書ききれない場合は、別紙を作成のうえ「別紙のとおり」と記載する。

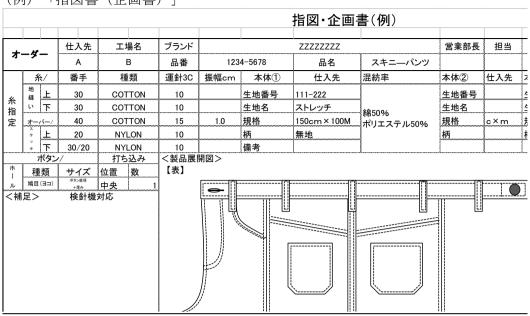
④「貨物の性質、形状、記号及び番号」欄

輸入時に貨物の同一性が確認できる内容を記載する。確認を行うために必要となる事項は、基本通達8-4(5)に掲げる事項である。本欄への記載については、書面による「生地及び革の規格書等並びに製品及び副資材に係る資料等」(例:「生地規格書」、「指図書(企画書)」、「写真」等)により当該事項が確認できる場合には、当該書面を添付することにより省略することができる。この場合には、本欄には「別添のとおり」等と記載する。

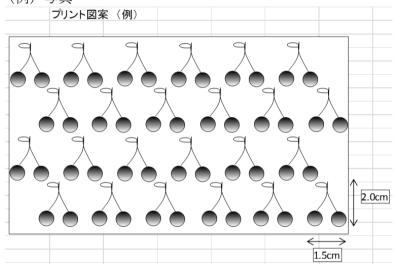
(例) 「生地規格書」

(例) 「生地規格書」	生地規格書	(個)				
	工心外间目	(1717		契約番号		
				製品番号		
				衣叫田 7		
生地品番						
織∙編		織物	or	編地		
組織(織り方、編み方)						
混率						
2者混以上の場合		混紡	or	混交		
生地巾×長さ						
打ち込み本数	経	緯				
糸番手						
染め方		先染め	or	後染め		
プリント		有	or	無		
目付					g	/m²
L 14 44 44 A 18 A		長繊維	or	短繊維		
人造繊維の場合	テクスチャード加工	有	or	無		
獣毛繊維の場合		梳毛	or	紡毛		
加工の有無						
色·柄						
					¥	/m
単価	梱包費 :	込	or	別途		
	国内運送費 :	込	or	別途		
/ *** ***						
備考						

(例) 「指図書(企画書)」



(例) 写真



⑤ 「数量」欄

表生地(m)、附属品(PCS)等の数量を記載する。 ただし、書ききれない場合は、別紙を作成のうえ「別紙のとおり」と記載する。

⑥ 「輸出申告価格の計算の基礎」欄

当該輸出申告に係る原材料のうち、減税対象となる原材料の輸出申告価格(FOB)の合計を 円貨で記載する。(I 加工再輸入減税制度の概要 5.(2)①輸出原材料のFOB価格を参 照)

⑦ 「加工(組立)地名及び加工(組立)業者名」欄

輸出原材料を原料及び材料として、製品の加工又は組立てを行う国(地域)及び加工又は組立 てを行う業者名を記載する。

ただし、加工又は組立てを行う業者がインボイスに記載されている荷受人と異なる場合は、実際に加工又は組立てを行う業者名を記載する。

なお、令第22条第2項ただし書扱いの場合には、記載を省略して差し支えない。

⑧ 「加工又は組立の概要」欄

輸出原材料を原料及び材料として加工又は組み立てられる製品の製造工程の概要を記載する。 ただし、書ききれない場合は、別紙を作成のうえ、「別紙のとおり」と記載する。

⑨ 「その他参考となるべき事項」欄

- イ 生地見本等の提出の有無を記載する。
- ロ 1契約に係る原材料が分割して輸出される場合は、次のように記載する。
- (イ) 原材料の輸出が完了していない場合は、「輸出未完了」と記載する。
- (ロ) 2回目以降の輸出に際しては、輸出済み原材料に係る確認申告書の輸出申告番号を記載する。
- (ハ) 最終の輸出時には、「輸出完了」と記載する。
- ハ 令第22条第2項ただし書扱いの場合には、その旨を記載する。

⑩ 「輸出申告書の番号」欄

輸出申告番号を記載する。なお、当該輸出申告に係る確認申告書が複数ある場合は、申告番号の末尾に枝番を付する。

併せて、施封された生地見本等の封筒にも、当該申告番号を付する。

(3) 契約実績表の提出(令第22条第2項ただし書扱いの場合に限る)

確認申告書に加えて、契約実績表(総括)(税関様式P第7700号-2)及び輸出原材料ごとに作成される契約実績表(個別)(税関様式P第7700号-3)の「輸出原材料」欄を記載のうえ提出する。

契約実績表の具体的な記載要領

J / \/\!	4200	- -	中リな記載安原			関様式:	P 第 7 7 0 0 号 – 2
契約輸出			(総括)		1 7 L I:	大けれてい	1 33,1 1 0 0 7, 2
輸出申告価格 ①			告 <mark>価格 ①</mark>	備	備 考		
契約	実績						
年	月	日	税関官署名	契約に係る輸出 原材料価格	備	考	税関確認印

動出申告価格欄には、減税対象となる輸出原材料の輸出申告価格(合計額)を記載する。

※契約実績表(個別)は、輸出の品目ごとに作成する。

税関様式P第7700号-3

契約実績表 (個別)

輸出原材料

品名等(性質、形状等)②	実輸出数量③	単価④	価格⑤	備	考

契約実績

年 月 日	契約数量	残数量	備考	税関確認印

- ② 品名等(性質、形状等)欄には、輸出原材料の1品名(詳細な品名、規格が異なるごと)のみを記載する。
- ③ 実輸出数量欄には、「品名等(性質、形状等)」欄(②) に記載された輸出原材料の通関済み 数量を記載する。
- ④ <mark>単価</mark>欄には、「品名等(性質、形状等)」欄(②)に記載された輸出原材料の単価を契約通貨で記載する。
- ⑤ 価格欄には、「品名等(性質、形状等)」欄(②)に記載された輸出原材料の総価格を契約通 貨で記載する。

(4) 確認申告書(その添付書類を含む。) の処理

確認申告書(その添付書類を含む。)の記載事項を確認したときは、2通(原本、交付用)のうち交付用については全ページに審査印を押印又は契印機により一括穿孔処理後、先頭ページの穿孔 横に審査印を押印して申告者に交付(交付用)する。なお、交付に当たっては、製品の再輸入の際に確認用として使用するので、保管には十分注意するよう指導する。

また、一契約に係る2回目以降の輸出原材料の輸出申告の際には、既に確認を受けた確認申告書 (交付用)を提示する。

4. 契約書等

(1) 契約書等とは

令第22条第2項前段に規定する「加工又は組立てのため輸出するものであることを証する書類」とは、契約書、注文書、委託先との往復文書その他加工又は組立てのための原材料を輸出することが明らかになる書類又はそれらの写し(以下「契約書等」という。)であり(基本通達 8-4 (3))、契約書のみに限定されないことに留意する。また、輸出の段階では輸入貨物のスタイル番号や単価等の記載がないものであっても差し支えない。

(2) 契約書等の提出

- イ 輸出申告時に提出する契約書等は2通(提出用及び返付用)とし、返付用に審査印を押印して申告者に返付し、提出用は確認申告書(その添付書類を含む。)とともに保管する。ただし、MSX業務等により契約書等を提出する場合は、返付用のみ書面で提出する。なお、令第22条第2項ただし書扱いの場合は、提出不要である。
- ロ 2回目以降の輸出申告の際には、上記イで押印を受けた契約書等の返付用の提示(MSX業務等により提出する場合は上記イで返付された契約書等の添付)をもって、その提出に代えて差し支えない。

(3) 契約書等の確認事項

輸出する原材料が加工又は組立てのため輸出するものであることは、契約書等に記載された

- 輸出原材料の品名、型番、数量、単価
- ・当該輸出原材料を使用して輸入する製品の加工又は組立てがなされること
- ・輸入する製品の品名、数量

といった記載事項により、加工又は組立てのため輸出するものであることを確認する。なお、契 約書の記載内容のみで確認できない事項がある場合でも、注文書等その他の文書を併せることで確 認できる場合には契約書と当該注文書等を併せて提出する。

5. 再輸入時の同一性の確認に係る輸出時の手続等について

再輸入時の同一性の確認は、基本通達8-4(5)に掲げる事項について、確認申告書(その添付書類を含む。)により行うことを原則とし、輸出時の具体的な手続き等は以下のとおりとする。

(1) 確認申告書(その添付書類を含む。)の取扱い

確認申告書の添付書類については、上記Ⅱ3.(2)④のとおり、「生地規格書」、「指図書(企画書)」、「写真」等があるが、再輸入時の同一性の確認については、例えば、

- ・確認申告書に添付される「生地規格書」や「指図書(企画書)」
- 輸出インボイス
- ・ (輸入申告の際に提出される) 加工仕様書・加工指図書

等に記載されている生地品番が一致していることを確認のうえ、これらの書類に記載されている内容を元に基本通達8-4(5)に掲げる事項を確認する、等の方法で行うこととする。 (確認申告書の記載内容のみで当該事項の確認が取れる場合は、添付書類は不要である。)

なお、再輸入時にこれらの書類で同一性の確認が取れない場合は、例えば、輸出入地における貨物の管理資料(例:倉庫の入出庫伝票、発注書等)等を追加提出する、等の方法で確認を行うこととする。

(2) 生地見本等の取扱い

確認申告書(その添付書類を含む。)を補完するものとして、生地見本等(上記Ⅱ1. (1) ニのとおり、生地見本(革の見本を含む。)並びに製品及び副資材のサンプルをい う。)を提出することができる。

① 生地見本等の提出

イ 生地見本は、輸出原材料と輸入された製品との同一性を確認する必要から、原則として表生地 (製品が革製品等の場合は外皮)の規格が異なるごとに提出する。 また、製品、副資材についてもサンプルを提出することができるが、1色又は1サイズ分に止める等必要最小限とする。

なお、分割して輸出される場合は、当該輸出申告書に係る生地見本等のみを提出する。

- ロ 1契約に係る2回目以降の輸出申告に際して、既に提出した生地見本等と同一の場合は、提出 を省略することができる。
- ハ 輸出者が希望する場合には複数の生地見本等を提出することができる。

② 生地見本等の具体的な取扱い

- イ 生地見本は、同一性の確認が可能な大きさとして、原則、 $5 \text{ cm} \times 5 \text{ cm}$ 以上(編物製生地にあっては $10 \text{ cm} \times 10 \text{ cm}$ 程度)のものとする。
- ロ 生地の色が多種類ある場合であっても、全色を提出する必要はなく、一色のみを提出し、他の 色については確認申告書(その添付書類を含む。)に色の名称等を記載することにより、提出を 省略することができる。

③ 生地見本等の処理

提出された生地見本等は、施封し審査印を押印のうえ申告番号を記載し、申告者に返付する。 (確認申告書の添付書類(例:生地規格書、指図書(企画書)、写真等)に関しては、確認申告書 とともに取り扱うため、生地見本等と一緒に施封する必要はない。)

なお、生地見本等の返付に当たっては、製品の再輸入の際に確認用として使用するため、確認申告書等と一括管理し、保管には十分注意するよう指導する。

(3) 染色等加工に係る確認申告書(その添付書類を含む。) 又は生地見本の取扱い

染色加工、洗い加工、漂白加工(以下「染色等加工」という。)を伴う場合は、同一性の確認を容易とするため、加工前の生地資料(又は輸出者が希望する場合には生地見本)に加え、当該加工後の生地に係る以下の資料を輸出申告時に提出させることとするが、当該申告時に提出できない場合には、輸入申告の際に輸入申告官署に当該資料を提出させる。

イ 確認申告書の添付書類により提出する場合

- ・染色等加工後の生地の状態(基本通達8-4(5)の確認事項)が確認できる資料
- ・染色等加工の内容を記載した書面

ロ 輸出者が生地見本の提出を希望する場合

- ・染色等加工後の生地見本
- ・染色等加工の内容を記載した書面